見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

１．見積書提出の方法
本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。

２．見積徴取を行う事項
（１）工事名称
令和 8 年度四日市市采女町字森ケ山地内モルタル吹付等工事
（２）工事場所
四日市市采女町字森ケ山 410 番 12 のうち
（３）工事概要
工事場所において崖の表面剥離が発生したため、モルタル吹付等を実施し、崖の崩落防止のため崖の表面保護等工事を行うもの。
（４）契約期間
契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日（月曜日）まで
（５）証明書等の受領期限
令和 8 年 12 月 7 日（月曜日）午後 5 時 00 分
（６）見積書の提出期限
令和 8 年 12 月 15 日（火曜日）午後 5 時 00 分
（なお、郵送による場合は簡易書留郵便とし、期限までに必着とする。）
（７）見積合せの日時
令和 8 年 12 月 16 日（水曜日）午後 3 時 00 分
（見積合せへの立会いは不要とする。）

３．見積書の提出に必要な資格に関する事項
（１）令和 7･8 年度財務省東海地区競争参加資格審査において
業種区分　『土木工事一式』　の　『Ｃ等級又はＤ等級』
に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者。
（２）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（３）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者。
（４）会社更生法(平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。
（５）各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
（６）当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し､又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

（７）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

４．契約条項等を示す場所及び見積説明書等の交付期間、方法、見積参加申込み

（１）場所

問い合わせ先：東海財務局津財務事務所管財課（地区担当Ａ班）

〒514-8560　三重県津市桜橋二丁目 129 番地

電話 059-225-7225（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

受 付 場 所：同上

（２）交付期間

見積依頼公告の日から令和 8 年 12 月 7 日（月曜日）まで

（３）交付方法

原則として、電子メール又はオンラインストレージを利用した交付とする。交付を希望する者は、交付期間中に、以下の内容にて『tkz952@tk.lfb-mof.go.jp』あてにメールをしたうえで、交付期間中の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分に問い合わせ先あてその旨連絡を入れること。なお、当所からは、受信したメールの送信元アドレスあてに返信する。

なお、交付依頼のメールについては、件名を『【資料交付希望】令和８年度四日市市モルタル吹付等工事』とし、メール本文には見積参加者の住所・氏名（法人の場合はその名称又は商号を記載のうえ担当者の氏名も併記）・連絡先電話番号を記載のうえ、『等級決定通知書（写）』又は『登録通知書（写）』を添付すること

（４）見積参加の申込み

見積参加を希望する者は、見積説明書等を取得し、記２．（５）の期限まで（ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）に、４．（１）の問い合わせ先へ証明書等の提出を行うこと。

５．契約保証金

全額免除する。

６．見積書の記載金額

契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって決定とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

７．見積の無効

（１）本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

（２）見積内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該見積内訳書を提出した者の見積を無効とする。

８．契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第 99 条の 5 の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

９．契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

10. その他

（１）競争参加資格の確認を受けていない者については、記２．（５）の期限までに認定を受けなければならない。

（２）詳細は見積説明書による。

以上公告する。

令和 8 年 11 月 19 日

分任支出負担行為担当官
東海財務局津財務事務所長　石 田　耕 三